

建 第 3 3 9 9 号
令 和 7 年 1 月 2 0 日

一般財団法人福井県建築住宅センター理事長 様
一般社団法人福井県建築士会会長 様
一般社団法人福井県建築士事務所協会会長 様
一般社団法人福井県建築組合連合会会長 様
一般社団法人福井県建築工業会会長 様

福井県土木部建築住宅課長

建築確認申請等および建築物エネルギー消費性能適合性判定等の
手数料の改定に関する周知のご協力について

日頃より、本県の建築行政の推進にご理解ご協力いただきありがとうございます。
令和4年6月17日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の全面施行を受けて、本県の建築確認申請等手数料および建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料を令和7年4月1日から別添のとおり改定いたします。
つきましては、貴会員への周知にご協力をお願いいたします。

なお、金額以外の主な変更点は以下2点です。

- ・確認の特例(※)の有無で手数料が異なるため、複数棟を一度に申請する際の建築確認申請や検査申請手数料は棟ごとの手数料を合計する算定方法に変更します。
- ・建築物を新築・増改築する際には省エネ基準への適合が原則義務化されますが、建築確認申請が必要な住宅であって仕様基準に適合させる場合は、確認審査の中で適合性の確認を行うため、仕様基準による省エネ基準適合確認の手数料を確認申請手数料として加算します。

※確認の特例:平屋かつ200㎡以下の建築物で建築士の設計に係るもの 等

担 当: 福井県土木部建築住宅課 建築環境グループ
TEL 0776-20-0506
FAX 0776-20-0693

令和7年4月1日から建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手数料が変わります

(手数料は、「手数料納付システム」または各土木事務所窓口の「キャッシュ決済」による納付に変わります。) →



福井県

- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料は棟毎に算定します。
- ・省エネ適合を仕様基準により評価する場合は、確認申請等手数料に手数料（B）を加算し納付してください。
- ・建築確認申請で【特例あり（平屋かつ200㎡以下の建築物で建築士の設計に係るもの等）】の場合、適合性判定は不要です。

省エネ基準適合性判定等手数料

【住宅】

(単位：円)

	床面積の合計 (㎡)	新規			変更/軽微な変更 (※)		
		仕様基準 B	仕様・計算 併用法	標準計算法	仕様基準	仕様・計算 併用法	標準計算法
戸建住宅	A < 200	17,000	25,000	34,000	11,000	15,000	19,000
	200 ≤ A	19,000	28,000	38,000	12,000	16,000	21,000
共同住宅等	A < 300	33,000	51,000	69,000	21,000	30,000	39,000
	300 ≤ A < 2,000	57,000	85,000	110,000	38,000	53,000	67,000
	2,000 ≤ A < 5,000	103,000	149,000	200,000	74,000	97,000	120,000
	5,000 ≤ A	155,000	217,000	280,000	118,000	149,000	180,000

※軽微な変更該当証明書が必要な場合（ルートC）

【非住宅】

(単位：円)

床面積の合計 (㎡)	新規				変更/軽微な変更 (※)			
	標準入力法		モデル建物法		標準入力法		モデル建物法	
	工場等	左記以外	工場等	左記以外	工場等	左記以外	工場等	左記以外
A < 300	23,000	227,000	19,000	87,000	16,000	118,000	14,000	48,000
300 ≤ A < 1,000	31,000	280,000	26,000	110,000	24,000	150,000	21,000	63,000
1,000 ≤ A < 2,000	43,000	370,000	37,000	150,000	35,000	200,000	32,000	86,000
2,000 ≤ A < 5,000	100,000	520,000	95,000	240,000	91,000	300,000	87,000	160,000
5,000 ≤ A < 10,000	150,000	640,000	140,000	310,000	140,000	390,000	130,000	220,000
10,000 ≤ A < 25,000	190,000	760,000	180,000	370,000	170,000	460,000	170,000	260,000
25,000 ≤ A	230,000	870,000	220,000	430,000	210,000	530,000	210,000	320,000

※軽微な変更該当証明書が必要な場合（ルートC）

【お問い合わせ先】各土木事務所建築（営繕）課

- ◆福井土木事務所建築営繕課：0776-24-5179
- ◆奥越土木事務所建築課：0779-66-8138
- ◆丹南土木事務所鯖江丹生土木部建築課：0778-34-0465
- ◆敦賀土木事務所建築課：0770-22-5486
- ◆三国土木事務所建築課：0776-82-1110
- ◆丹南土木事務所建築課：0778-23-4538
- ◆小浜土木事務所建築課：0770-56-5914



令和7年4月1日から建築確認申請等の手数料が変わります

(手数料は、「手数料納付システム」または各土木事務所窓口の「キャッシュ決済」による納付に変わります。) →



福井県

- ・建築確認申請・検査関係手数料は棟毎に算定します。
- ・省エネ適合を仕様基準により評価する場合は、確認申請等手数料(A)に手数料(B)が加算されます。
- ・確認の特例ありとは、平屋かつ200㎡以下の建築物で建築士の設計に係るもの等となります。
- ・中間検査の有無は福井県のホームページを確認してください。



中間検査

確認申請等手数料

(単位：円)

棟毎の床面積 (㎡)	確認の特例	確認申請等 A	中間検査	完了検査	
				中間検査あり	中間検査なし
A ≤ 30	あり	8,000	19,000	25,000	18,000
	なし	12,000	19,000	25,000	27,000
30 < A ≤ 100	あり	13,000	23,000	29,000	21,000
	なし	20,000	23,000	29,000	31,000
100 < A ≤ 200	あり	20,000	31,000	37,000	27,000
	なし	30,000	31,000	37,000	40,000
200 < A ≤ 300		35,000	35,000	42,000	45,000
300 < A ≤ 500		43,000	39,000	44,000	47,000
500 < A ≤ 1,000		48,000	50,000	53,000	55,000
1,000 < A ≤ 2,000		68,000	67,000	69,000	75,000
2,000 < A ≤ 10,000		199,000	146,000	155,000	169,000
10,000 < A ≤ 50,000		327,000	227,000	247,000	264,000
50,000 < A		583,000	416,000	452,000	468,000

仕様基準による省エネ基準適合確認の手数料

(単位：円)

	床面積の合計 (㎡)	仕様基準 B
戸建住宅	A < 200	17,000
	200 ≤ A	19,000
共同住宅等	A < 300	33,000
	300 ≤ A < 2,000	57,000
	2,000 ≤ A < 5,000	103,000
	5,000 ≤ A	155,000

建築設備・工作物

(単位：円)

区分	確認申請	計画変更	完了検査
昇降機、建築設備	12,000	7,000	26,000
工作物	10,000	6,000	14,000

【お問い合わせ先】各土木事務所建築（営繕）課

- ◆福井土木事務所建築営繕課：0776-24-5179
- ◆三国土木事務所建築課：0776-82-1110
- ◆奥越土木事務所建築課：0779-66-8138
- ◆丹南土木事務所建築課：0778-23-4538
- ◆丹南土木事務所鯖江丹生土木部建築課：0778-34-0465
- ◆敦賀土木事務所建築課：0770-22-5486
- ◆小浜土木事務所建築課：0770-56-5914

